

# 消費者被害注意情報

201701号

平成29年4月21日  
島根県消費者センター 田邊・立花  
Tel0852-22-5103 Fax0852-32-5918  
E-Mail [syohisen@pref.shimane.lg.jp](mailto:syohisen@pref.shimane.lg.jp)

## 有料動画サイト等の未納料金を回収！？ あなたの携帯やPCに通知があったら

携帯電話やパソコンに突然「有料動画の未納料金が発生しています。本日中に連絡なき場合、法的手続きへ移行させていただきます」などとSMSやメールが届いた・・・あなたはどうしますか。

これは、「サイト運営業者から未納料金の回収を依頼されている」と称して金銭を請求してくる**詐欺の手口**です。身に覚えのない請求なら、絶対に電話、SMSやメールで連絡をとらないでください。

消費者庁の注意喚起では、「株式会社日本債権」「TSB債権回収」「CIC債権回収センター」と称する事業者があがっています。

島根県内では現在のところ、「株式会社日本債権」をかたるものがほとんど（平成28年12月から平成29年4月20日：6件）です。

### ●島根県消費者センターに寄せられた相談事例を紹介します

ショートメッセージサービス（SMS）で「有料動画の視聴料金が**未納**、連絡がなければ**法的措置**を執る」との連絡があった。驚いて相手に連絡した直後に、（株）日本債権という会社から「動画サイト運営会社から未納料金の回収を依頼された。有料動画サイトの未納料金について、電子ギフト券を買って支払え。」と通知があった。

### ●消費者のみなさんへのアドバイス

- ①彼らの目的は「**いわれのないお金を巻き上げる**こと」と「**個人情報**を収集して次の悪質商法に活かすこと」。覚えのない請求は**相手に連絡を取らないのが鉄則**です！
- ②**彼らの言うことは全部うそ**。「料金未納」「債権回収」「法的措置」などと消費者を慌てさせ、あの手この手でお金を払わせる詐欺です。

トラブル相談は消費者ホットライン

泣き寝入りは

い や や  
**188**

お近くの消費生活相談窓口につながります

**悪質業者は心理操作技術のプロ、自分で相手をしようと思わず、まずは消費生活相談窓口や警察に相談して欲しいゾウ！**



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん